

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 の点検結果

<本日の論点>

- 「取組状況と成果」や「今後の取組」等の妥当性
- 点検等のために優先的に把握すべき事項

<点検について>

- 令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和4年6月（マイクロチップ装着等に関する規定）をもって全面施行となった。昨年度全面施行となったことから、基本指針に基づき点検するもの。

（基本指針本文p13抜粋）

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

基本方針 目次抜粋

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 | (5) 動物取扱業の適正化 |
| (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 | (6) 実験動物の適正な取扱いの推進 |
| (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止 | (7) 産業動物の適正な取扱いの推進 |
| (4) 所有明示（個体識別）措置の推進 | (8) 災害対策 |
| | (9) 人材育成 |
| | (10) 調査研究の推進 |

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

< 講ずべき政策 (概略) > 本文：4～5 p

- ア 国及び地方公共団体による動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等の実施。
- イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範の検討。
- ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした動物の展示利用に関する意義と課題の整理や、情操の涵養及び感染症の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保する観点から展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方の整理・検討。また、学校飼育動物の取扱いに関する基本的な考え方の整理・検討。

< 取組状況と成果 >

- ア 環境省や地方自治体において毎年の動物愛護週間を中心とした普及啓発行事や普及啓発資料の配付を実施。
- イ 国民の動物に対する意識調査と有識者によるシンポジウムを実施し、幅広い主体の参画による議論を活性化。
- ウ 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」を令和5年10月に改訂し、飼養するにあたっての衛生管理や、感染個体の隔離の考え方等を追加。民間団体が主催する学校飼育動物に関するシンポジウムにてシンポジストとして議論に参加（令和5年度）。

※飼養鳥における鳥インフルエンザの発生状況は参考資料を参照

< 今後の取組 >

- 普及啓発事業についてはターゲットやテーマ、内容を検討してより効果的に実施することが必要。多様な社会規範等の整理や相互理解について着地点の精査が必要。
- ⇒ より効果的な普及啓発に取り組む。社会規範としての考え方や動物の取り扱いに関する行為規範の検討を継続。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

< 講ずべき政策（概略） > 本文：5～7 p

- ア 地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。
- イ 令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、譲渡することが適切でない等に該当する動物の殺処分数を減らしていくこと。
- ウ 野犬が多い地域等では、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。
- エ 団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。
- オ 返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

※カ～クは5ページ

< 取組状況と成果 >

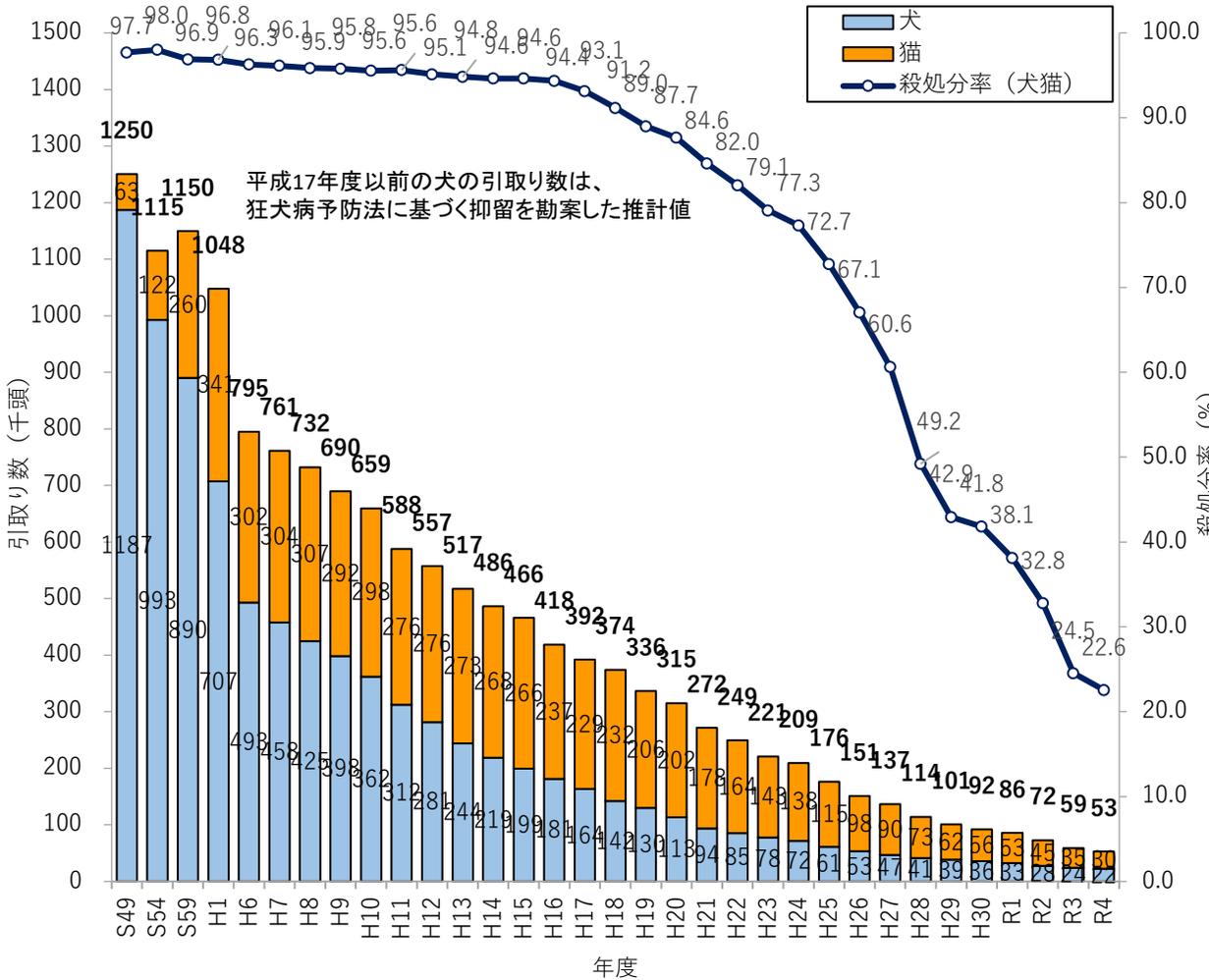
- ア 令和4年度の地方公共団体における犬及び猫の引取り数は令和元年度と比べ約40%減少となる約53,000頭に。
 - イ 殺処分数について、令和12年度達成目標の「おおむね2万頭」を令和3年度に達成し、令和4年度はさらに減少。譲渡することが適切でない等に該当する動物の数も継続して減少。
 - ウ 野犬の捕獲及び馴化をより効率的に行うため、自治体職員へ向け専門家による野犬の特性や馴化についての講義を実施。
 - エ 一部地域に譲渡個体が集中しないよう民間団体と自治体との連携による広域譲渡のモデル事業を実施。
 - オ 継続的に自治体による施設整備への補助を実施（令和4年度：6件、令和3年度：9件、令和2年度：8件）。
- ⇒ 犬と猫の殺処分数及び引取り数は関係者による尽力もあり、減少中。

< 今後の取組 >

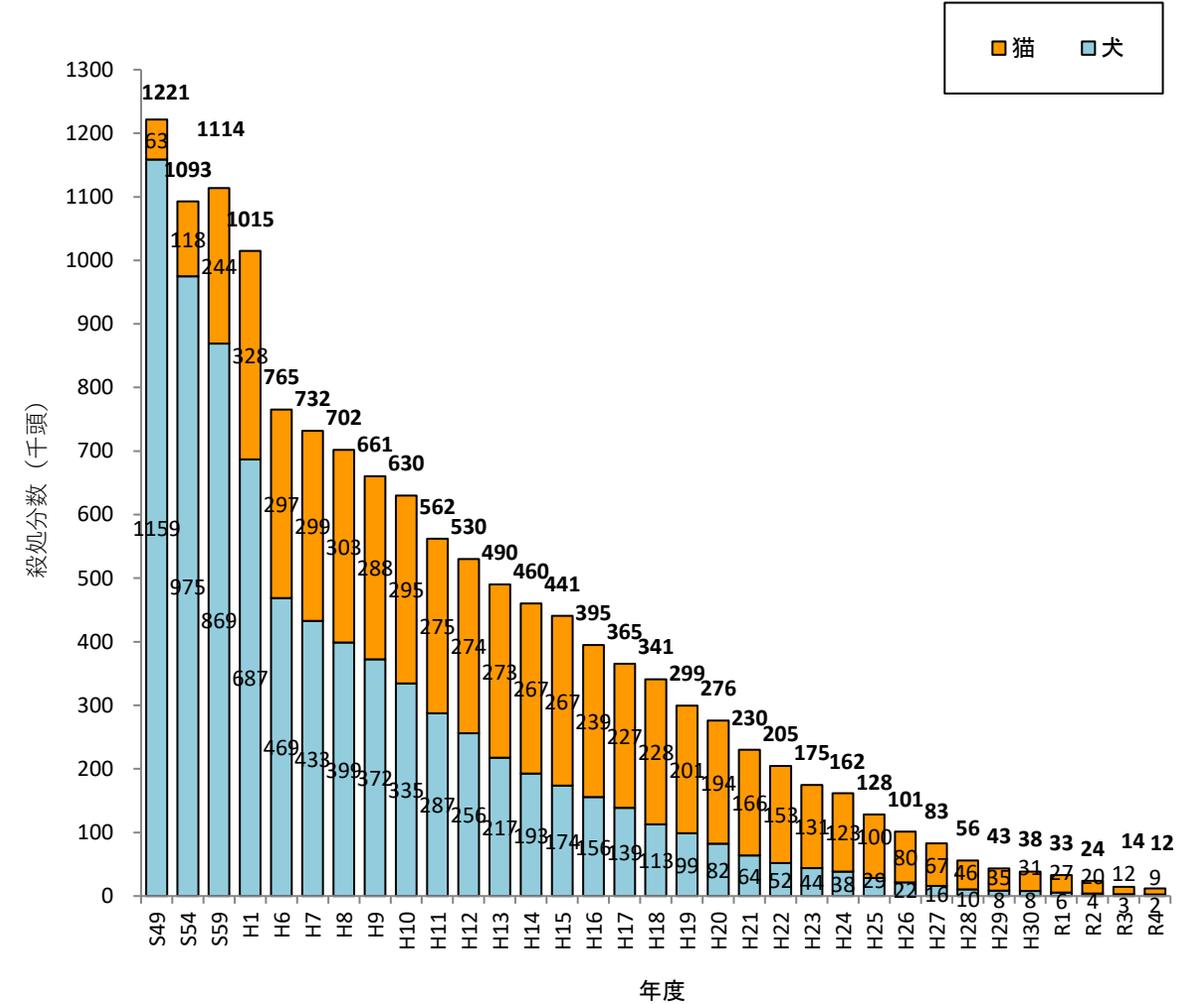
- 殺処分数等の減少率は低下傾向。⇒広域譲渡等モデル事業や自治体の保護収容施設整備への補助等について必要な改善を加えながら継続し、更なる殺処分数等の減少を図る。

全国の犬・猫の引取り数と殺処分数の推移

●犬及び猫の引取り数の推移



●犬及び猫の殺処分数の推移



●譲渡することが適切でない等に該当する動物の殺処分数

頭数	令和元年度 (犬)	令和4年度 (犬)	令和元年度 (猫)	令和4年度 (猫)
①	3,554	1,701	10,477	3,855
③	811	452	5,889	2,760

殺処分数の分類

- ①譲渡することが適切ではない (治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ②①以外の処分 (譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③引取り後の死亡

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

< 講ずべき政策（概略） > 本文：5～7 p

カ 遺棄及び虐待の防止を図ること。

キ やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではないといった終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

ク （周辺の生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等虐待を受けるおそれがある事態において）地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

< 取組状況と成果 >

カ 動物虐待等対応ガイドラインを策定（令和4年3月）。動物虐待等対応強化に向けた地方自治体向けモデル事業や自治体及び警察向け研修を実施。地方自治体への調査を行い課題等を把握。

キ 終生飼養に関する啓発資料を作成・配布。

ク 令和元年改正で法第25条等に指導・助言等規定が追加されたことをふまえ、法令改正により改善されたことや更なる改善を望むことについて地方自治体への調査を行い課題等を把握。虐待対応についてはカに同じ。

⇒ 動物虐待に係る検挙件数は増加傾向（令和元年中105件→令和4年中166件）にあり、体制整備が進んできている。生活環境保全にかかる自治体の指導件数は増加傾向（令和2年度78件⇒令和4年度223件）。

< 今後の取組 >

- 虐待疑いや不適正飼養、置き去り等により動物の健康・安全が脅かされている状況において動物を一時的に保護する制度について、必要な事例や導入された場合に想定される実務的課題を抽出する。自治体・警察の疑義照会の対応を継続。
- 生活環境被害防止に係る適用の判断基準が難しいという自治体意見をふまえ、適用事例の共有など対応策を検討。

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

< 講ずべき政策 (概略) > 本文：8 p

- ア 地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。
- イ 所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。
- ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、ガイドラインを作成すること。
- エ (令和元年改正をふまえた特定動物の規制に関し) 周知を推進し、遵守を徹底すること。
- オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。
- カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

< 取組状況と成果 >

- ア 地域猫活動の事例について有識者による自治体職員向け研修を実施 (令和4年度1回、令和5年度1回)
 - イ 無責任な餌やり行為の防止や地域猫活動について普及啓発資料による普及啓発を実施 (令和3年度～)。
 - ウ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を策定 (令和3年3月)。
 - エ～カ 特定動物の制度運用に係る自治体向けQAを作成した。
- ⇒ 多頭飼育対策に係る一定の指針が示され、生活環境の保全に係る取組が進んだ。

< 今後の取組 >

- 地域猫活動や多頭飼育対策について自治体から課題が寄せられており、多頭飼育対策ガイドラインが適切に運用されるよう、自治体のニーズをふまえて内容を改善しつつ、自治体向けの啓発や研修会に取り組む。
- 特定動物の制度運用に係る自治体向けQAを更新し、法令遵守に必要な支援を講じる。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

< 講ずべき政策 > 本文：8 p

- ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。
- イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

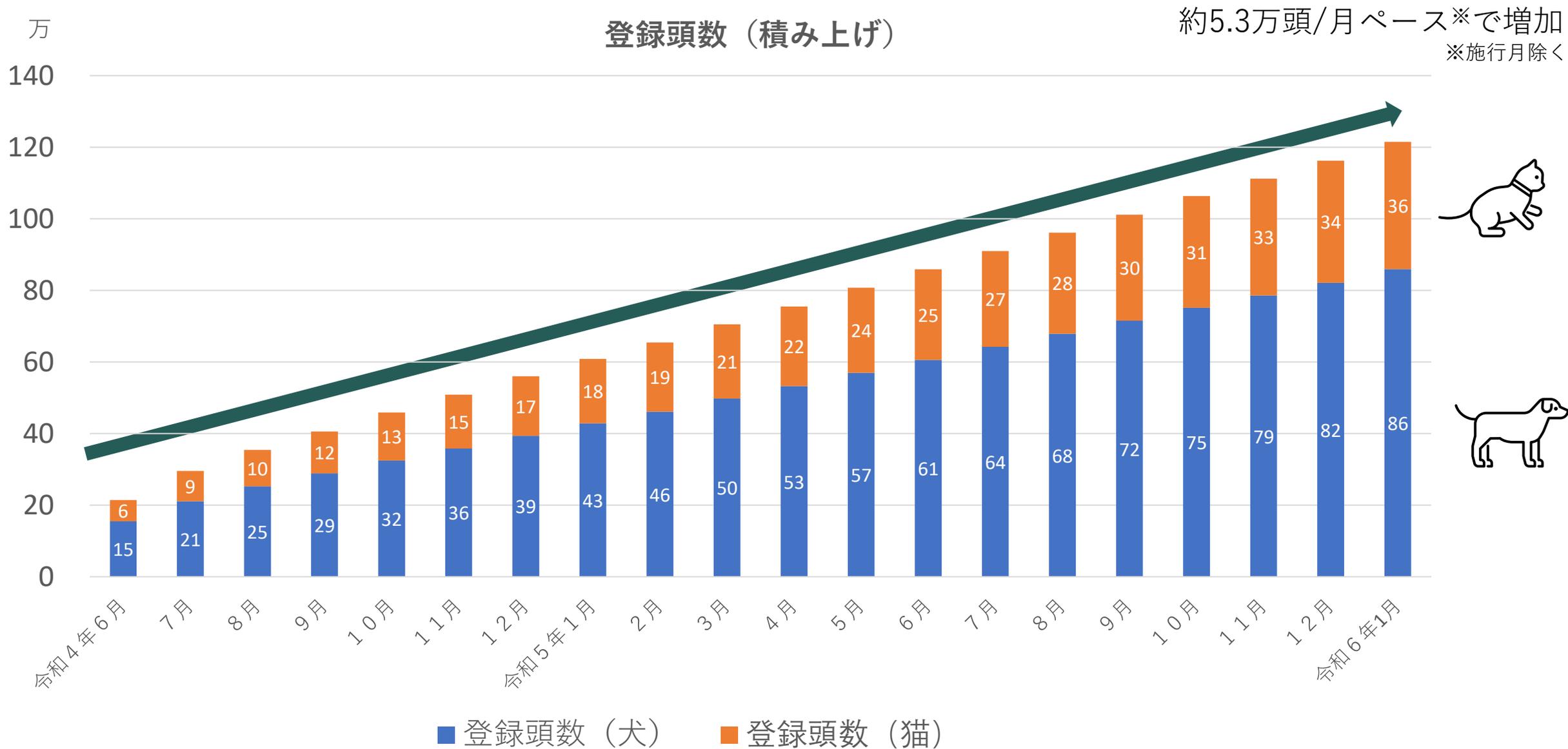
< 取組状況と成果 >

- ア 指定登録機関の指定や省令整備など、制度運用に必要な対応を実施。
- イ 各種イベント等においてマイクロチップの装着や登録について普及啓発を実施。「犬と猫のマイクロチップ情報登録」イメージキャラクターとシンボルマークを公開（令和5年12月）
- ⇒ 犬及び猫の登録頭数が120万頭を超え、所有者明示の取組が進んでいる。

< 今後の取組 >

- 一定数の一般飼い主において変更登録がなされていない可能性があるほか、自治体等が動物愛護管理法等に基づき登録情報を活用する環境を整備する必要がある等、改善すべき点がある。
- ⇒ 自治体、事業者、飼い主へのヒアリング等を行い、課題の整理等を行っていく。

マイクロチップ登録件数の推移



(5) 動物取扱業の適正化

< 講ずべき政策 (概略) > 本文：8 p

- ア 登録制度の遵守の徹底に加え、新たな規制の着実な運用を図ること。
- イ 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。
- ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

< 取組状況と成果 >

- ア～イ 新たな規制に係る施行通知の発出、犬猫に係る遵守基準の解釈と運用指針を発出（令和3年5月）、不利益処分に関する自治体向け研修等を実施。全国的な法令違反疑いに係る全国一斉調査を自治体に依頼し、実態を把握。
- ウ 当該項目は対応できていない。
- ⇒ 飼養管理基準や運用指針の策定により指導等基準が明確化され、自治体から改善したとの声があがるなど、新たな制度の着実な運用が図られている。
自治体による事業者への立ち入り件数は増加（令和元年度22,924件⇒令和4年度26,668件）。

< 今後の取組 >

- 法第22の5条違反（8週齢規制違反）など一定の悪質事業者がみられる。自治体が動物取扱業の指導監督を適切に行うよう、引き続き助言。8週齢規制違反又はその疑いが全国的に確認されたことから、法令遵守に関する自主的な取組についてペット関係業界に要請し、制度改善を検討。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

< 講ずべき政策 > 本文 8～9 p

- ア 関係省庁、団体等と連携しながら、**実験動物を取り扱う関係機関及び関係者**に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等**基準の周知の推進や遵守の徹底**を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。
- イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

< 取組状況と成果 >

- ア 関係省庁による定期調査及び連絡会議の実施。実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対する**各種研修・講演**への対応。
- イ 「**実験動物取扱いの実態に関する調査**」を実施（令和5年度）。

< 今後の取組 >

- 引き続き定期調査や連絡会議、各種研修・講演対応を実施。調査結果をふまえた評価等について**令和6年度に評価委員会**で検討を行う。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

< 講ずべき政策 > 本文 9 p

- ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。
- イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

< 取組状況と成果 >

- ア 産業動物に関係する省庁と **関係省庁連絡会議を開催**。
- イ **農林水産省が令和5年7月に国際基準であるWOAHコード（陸生動物衛生規約）に沿った家畜のアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針**※を作成・通知するとともに、その中でアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進に当たり、法及び産業動物の飼養及び保管に関する基準の遵守を求めていることから、**当該通知を環境省から自治体に周知**（令和5年8月）
※農林水産省畜産局長通知：「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」及び畜種ごとの「飼養管理等に関する技術的な指針」

< 今後の取組 >

- **関係省庁と連携し、取組を推進**するとともに、その進展状況もふまえ、産業動物の飼養及び保管に関する基準の在り方等について検討するなど必要な措置を講じていく。

(8) 災害対策

< 講ずべき政策 > 本文10p

- ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。
- イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。
- ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。
- エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

< 取組状況と成果 >

- ア 地域防災計画における動物の取扱い等について調査。
- イ ガイドラインを基にした避難所運営者向け「災害への備えチェックリスト」を整備したほか、令和4年度よりペット防災図上訓練を実施し、自治体関係者や避難所運営者に対する周知や体制整備を推進。
- ウ～エ 実施できていない。
- ⇒ 動物の取扱い等を規定する地域防災計画は増加（令和元年度1,510件⇒令和4年度1,626件）。

< 今後の取組 >

- ペット防災図上訓練の継続により防災計画上の位置づけの明確化や自治体等の体制整備を促進する。能登半島地震の状況を踏まえ、ガイドラインの内容や運用、普及等に関する検証を実施。

(9) 人材育成

< 講ずべき政策 > 本文10~11 p

- ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

< 取組状況と成果 >

- ア 虐待や地域猫活動に関する研修の実施、講師派遣、ガイドライン作成、モデル事業など様々な機会により知識や技術の習得に対する支援を実施（(1) (2) (3) (5) (8) 参照）。
- イ 協議会を設置又は他の主体が運営する協議会に参加する自治体数や推進員の委嘱は微増。
協議会：令和元年度114件⇒令和4年度123件・推進員：令和元年度3,610人⇒令和4年度3,634人
- ウ 国は、民間が開催する講演会への協力(講師参加や後援)などを行っているところ。

< 今後の取組 >

- 内容を改善しつつ、ア～ウに引き続き取り組む

(10) 調査研究の推進

< 講ずべき政策（概略） > 本文11 p

- ア 国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況等の集積を行うとともに、分析・評価を進めること。
- イ アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。
- ウ 脊椎動物の苦痛の感受性について、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。
- エ 動物の殺処分の方法について、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。
- オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献等に係る情報収集を行うこと。

< 取組状況と成果 >

- ア 国内虐待等事例（判例、不審死事例等）の収集及び分析。
- イ アニマルウェルフェアに係る諸外国の制度・運用等について情報収集・整理。
- ウ 諸外国における脊椎動物の苦痛の感受性について情報収集。
- エ 諸外国の殺処分方法や殺処分についての科学的知見、制度等について調査。
- オ すべての取組に関連して必要に応じ実施。

< 今後の取組 >

- 引き続きア～オについて必要に応じ実施。